

山形県国際戦略検証委員会設置要綱

(目的)

第1条 「山形県国際戦略」に基づき、国際交流、観光交流、経済交流を一体的、総合的に進めるとともに、検証・評価を行い、より効果的な施策展開に反映させていくため、山形県国際戦略検証委員会（以下、「検証委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検証委員会は、「山形県国際戦略」の進捗状況や課題、目標の達成状況の検証・評価等に関する事項について審議を行う。

(構成)

第3条 検証委員会は、知事が委嘱する委員10名以内で構成する。

- 2 検証委員会に委員長を置き、知事の指名により定める。
- 3 委員長は、検証委員会の業務を総理し、検証委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の任期は2年以内とする。

(会議)

第4条 検証委員会の会議は、知事が召集する。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見等を聞くことができる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員の一部による部会を組織し、委員会を行うことができる。
- 4 委員から特に申し出のあった場合、代理出席を認めるものとする。

(庶務)

第5条 検証委員会の庶務は、観光文化スポーツ部インバウンド・国際交流推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営等に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。